

平成17年2月

全国規模の規制改革・民間開放要望（もみじ月間）への取組について

1. 全国規模の規制改革・民間開放要望の受付け状況と対応方針

平成16年10月18日から11月17日までの間、構造改革特区(第6次提案)とあわせ、全国規模の規制改革・民間開放要望を受付。

<全国規模の規制改革・民間開放要望として、995項目の要望が提出。この中には、事実誤認と考えられるもの、単に税財政措置を求める内容と考えられるもの等、検討対象とならないものが76項目含まれており、これらを除いた規制改革・民間開放要望数は919項目>

平成17年2月18日(金) 規制改革・民間開放推進本部決定。

2. 実現する規制改革・民間開放要望の主な事項

推進本部決定となる事項 41項目

[遅くとも平成17年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの]

(参考)

上記の推進本部決定事項の他、既存の3か年計画において措置が明示されているもの、現行制度下で対応可能なもの等、要望を充足していると考えられる事項が116項目

その他、「平成17年度中に実施する」までには至らなかったものの、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に新たに掲載することが可能と考えられる事項や、規制改革・民間開放推進会議にて引き続き審議を行う必要があると考えられる事項がある。

< 推進本部決定となる代表的な例 >

(1) 情報通信関連

緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化

- ・ 直収方式の電話及び^{ゼロエービージー}0AB~J番号(東京03等通常の10桁の番号体系のもの)を使用したIP電話から119番接続を実施するに当たっての諸課題について調整し、その調整結果に基づき、所要の措置を講ずる。これにより、IP電話サービス(*)の普及とそれによる通信コストの削減等が期待される。

*インターネットの回線を使う電話サービス(IP:インターネットプロトコルの略)

(2) 金融関連

証券会社口座における株式配当金の受領について

- ・ 自社顧客の株式配当金の代理受領業務を証券会社が行うことができる旨解釈を明確化。これにより銀行口座を経由することなく証券口座に株式配当金を受け入れることが可能となり、顧客利便性の向上がはかれる。

日本貿易保険の組合包括保険制度に関する見直し内容の枠組みの策定

- ・ 組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含めた見直しを行う。これにより利用者の利便性向上と事業者間の競争促進をはかる。

(3) 雇用・労働関連

公共職業安定所のオンライン運用による窓口業務の午後5時までの延長

(4) 流通関連

「コンビニエンス・ストア」の営業許可に係る施設基準に関する要望内容の各都道府県等への周知

- ・ コンビニエンス・ストアの軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準等に関する要望内容を周知。これにより肉まんやおでんを取扱う際の施設に関する負担の軽減が期待される。

(5) 住宅・土地関連

エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和

- ・ 光ファイバー等をエレベーターの昇降路内に設ける場合に必要となる基準を策定。これにより光ファイバーの敷設が容易かつ低価格で可能となる等、既存建物における情報化を加速度的に実現することが期待される。

住居系用途地域における自動車車庫等に係る制限の緩和

- ・ 大規模な共同住宅で、附属自動車車庫の床面積の上限を超えるような場合について、建築基準法上の許可を弾力的に運用。

固定資産税の土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの取得のための手続き

- ・ 郵送にて申請がなされた際には、必要事項が記載されていれば、地方公共団体の特定の申請用紙によらなくても受け付けることなどを促し、手続きの簡素化をはかる。

(6) 環境関連

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- ・ 一般廃棄物のみを処理することを目的とする施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化をはかる。これにより災害時の復旧作業の一環としての災害廃棄物処理の円滑・迅速化が可能となる。

(7) その他

特定非営利活動促進法に係る申請書類の簡素化

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムが利用できる場合には、NPO法人の申請書等への「住民票の写し」の添付の省略を可能とし、事務負担の軽減をはかる。

請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写しの交付に係る自動交付機についての規制の緩和

- ・ 住民票の写しの自動交付機の設置基準を緩和することで、コンビニエンス・ストア等における住民票の写しの交付の普及が期待される。